



令和8年9月4日

世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす 条例の一部改正（素案）について

世田谷区では、令和5年1月に施行した「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」の一部改正に向けた検討を進め、このたび改正素案を取りまとめました。

1 条例の概要

区は、様々な状況及び状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができるインクルーシブな地域共生社会を実現することを目的として、本条例を令和5年1月に施行した。

本条例は、地域共生社会を実現するために必要な施策展開の基礎となるものであり、条例に基づく様々な施策を推進している。

2 改正に至る経緯及び主な改正内容

令和4年9月、第3回定例会に本条例の提案を行うタイミングで、国連の障害者権利委員会から日本政府への勧告（総括所見）が行われた。

障害者権利委員会からの勧告や、勧告に対する障害者関係団体からの要望等を踏まえ、条例改正素案を取りまとめた。主な改正内容は以下のとおり。

（1）自立した生活及び地域社会への包容

当事者自らが選択した地域生活を実現するために必要な施策を区が講ずることを規定。

（2）障害者の意思決定支援

区及び障害福祉サービス事業者等が、障害者等の意思決定支援の実施に努めること、また、区が障害福祉サービス事業者等に対し必要な支援を講じることを規定。

（3）区政への参加・参画

区の政策立案に関する会議等において、障害者等が主体的に関わることができるよう、特性に応じた環境整備に努めることを規定。

3 区民意見募集

今後、素案の内容を広く区民に周知し、改正にいかすための区民意見募集（パブリックコメント）を実施する。

募集期間：令和8年9月8日（火）～10月7日（水）

◎問合先 障害施策推進課

電話 03-5432-2426